

手話言語法の運動報告

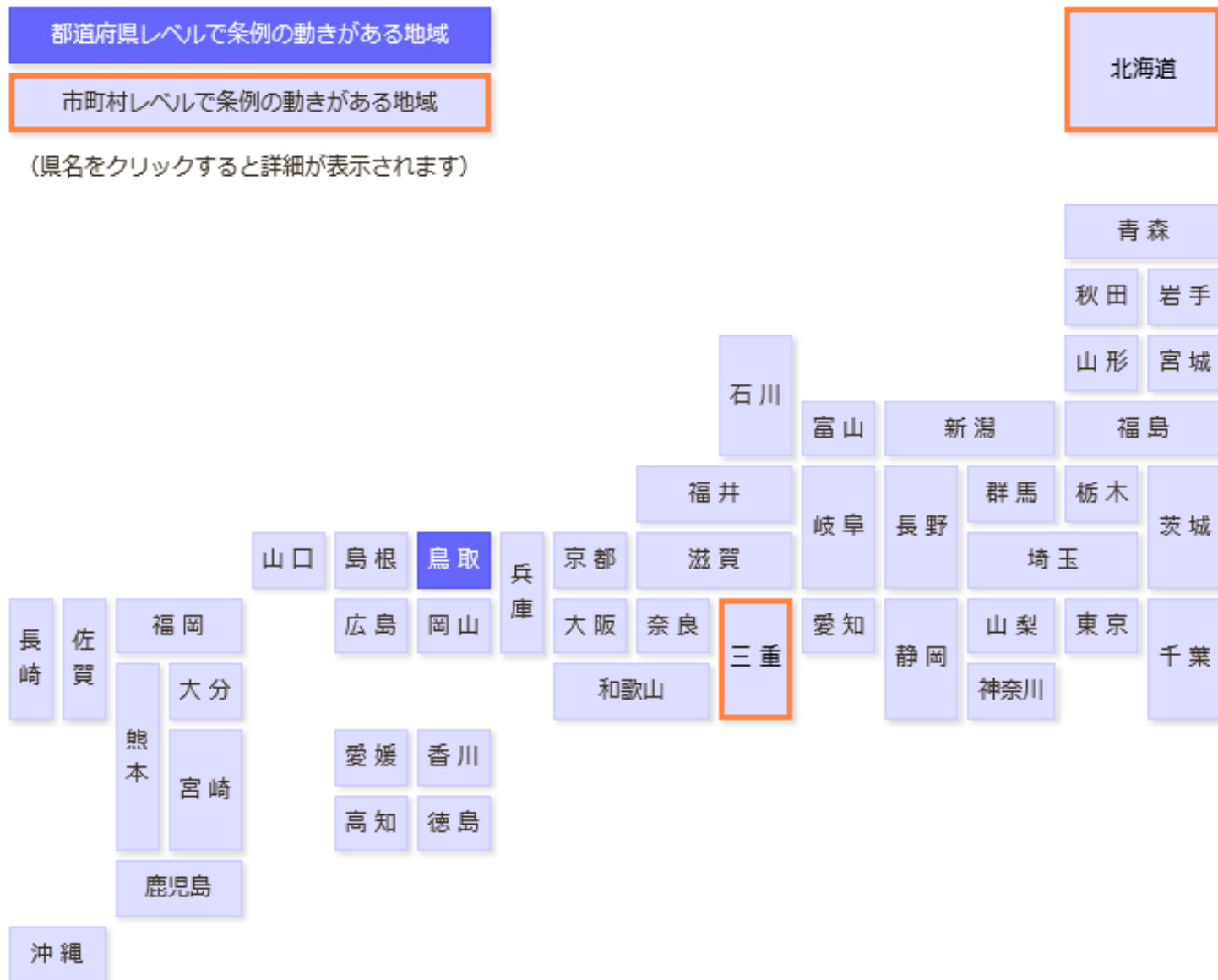
一般財団法人全日本ろうあ連盟手話言語制定推進本部

～ 手話言語条例マップ ～

都道府県レベルで条例の動きがある地域

市町村レベルで条例の動きがある地域

(県名をクリックすると詳細が表示されます)



手話言語条例成立 4県市町

鳥取県 10月8日成立、10月11日施行

「鳥取県手話言語条例」

北海道石狩市 12月16日成立、4月1日施行

「石狩市手話に関する基本条例」

北海道新得町 3月5日成立、4月1日施行

「手話に関する基本条例」

三重県松阪市 議会上程 4月1日施行予定

「手と手でハートをつなぐ手話条例」

手話言語法意見書採択 41県区市町【2014年3月12日現在】

- 北海道 札幌市、釧路市、余市町、石狩市、帯広市、北見市、寿都町、弟子屈町、白糠町
- 秋田県 秋田市
- 東京都 豊島区
- 富山県 富山県、富山市、砺波市、滑川市
- 石川県 石川県、白山市、加賀市、七尾市、金沢市、野々市市、羽咋市、津幡町、珠洲市、穴水町、輪島市、能登町、宝達志水町、内灘町、小松市、能美市、かほく市、中能登町
- 大阪府 大東市、寝屋川市
- 奈良県 河合町
- 鳥取県 鳥取県
- 広島県 福山市
- 高知県 高知市
- 熊本県 熊本県、熊本市

11都道府県の
4県1区25市11町にて採択

障害者権利条約
1月20日に批准書を閣議
 閣議は2月19日から

ニューオータワの国連本部において1月20日、日本の古賀元典・国連事務次長が国連本部において批准書を閣議に提出し、閣議で批准することを決定しました。この手紙は、国連本部で日本は国として110年連続、国連大会に参加することは国連の原則からなりました。条約が効力を生じる（発効）となるのは、批准書が国連から10月10日までに届くからです。

JAPANESE DEAF NEWS
聴覚障害新聞

発行所：日本聴覚障害者連合会
 発行日：毎月1日発行
 2024年2月1日

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 日本聴覚障害者連合会
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
 E-MAIL: jdn@jdn.or.jp



国連本部で批准書を閣議した古賀元典国連事務次長と関係者ら。写真提供：日本聴覚障害者連合会

**RWPF 理事長・リサ・カウピソンが、
 国連人権賞を受賞**



国連人権賞を受賞したリサ・カウピソン氏
 Lisa Cousins, RWPF President

手話言語条例制定の石狩市
手話広がる兆し続々

石狩市は、手話言語条例を制定し、手話の普及と理解の促進を図る。この条例は、手話の権利を保障し、手話の普及と理解の促進を図る。この条例は、手話の権利を保障し、手話の普及と理解の促進を図る。この条例は、手話の権利を保障し、手話の普及と理解の促進を図る。

(目的)

第1条 この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約や障害者基本法にもとづき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

モデル条例

(基本理念)

第3条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及、手話が使いやすい環境の整備を行わなければならない。かつ、ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

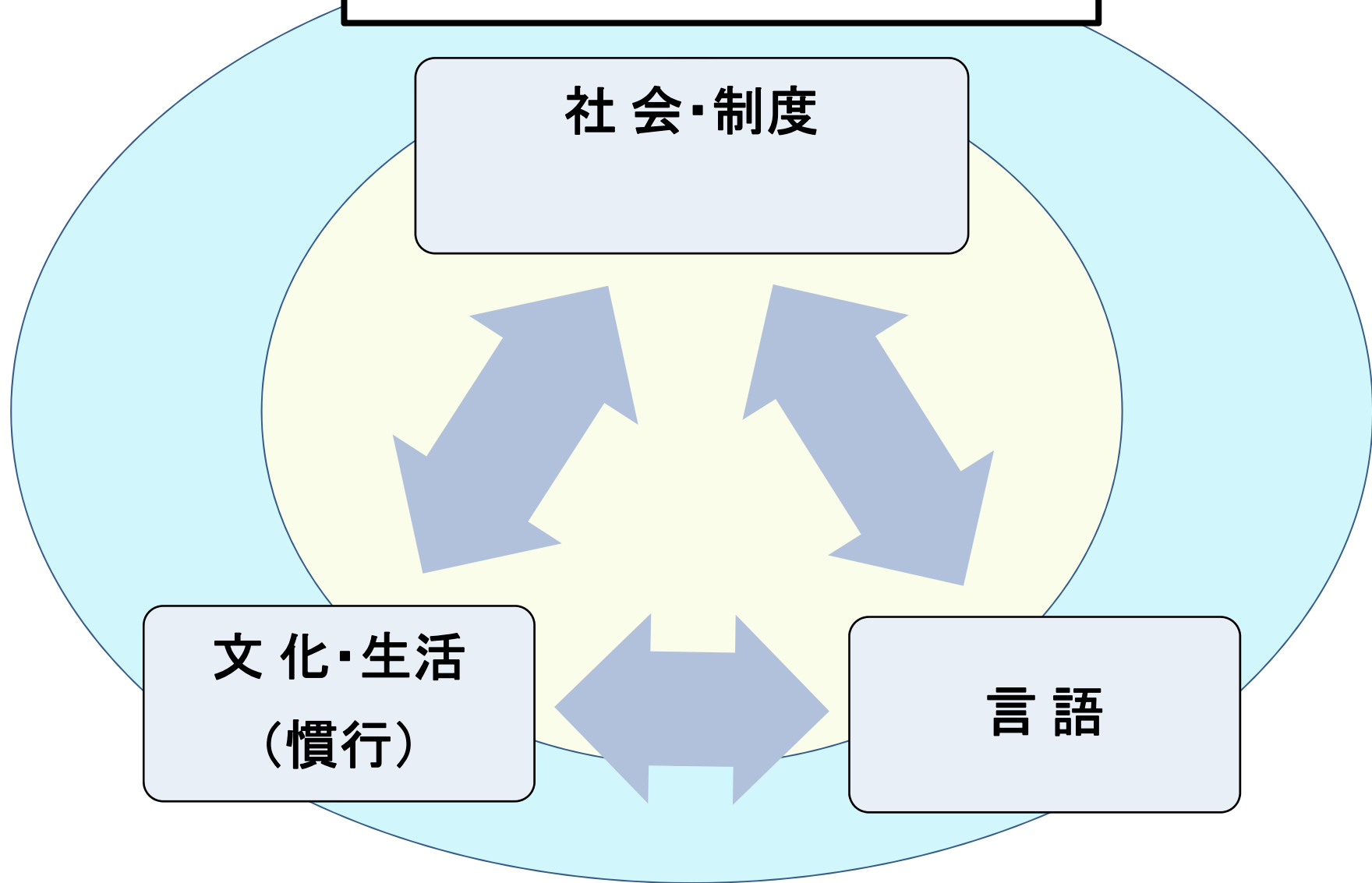
障害者権利条約批准に基づく国内法整備

障害者基本法に基づく法整備

**障害者総合支援法・意思疎通支援事業
では制度として不十分**

ろう教育における手話の大切さ

社会モデル





- 手話言語法制定に向けて
- ① テレビの臨時放送に手話通訳がつかないの？
- ② 手話に関する情報を教えてもらえないの？
- ③ 役所は手話通訳者の派遣を断るかもしれないの？
- ④ ろう児に対して、手話を使って教育をしていないの？
- 手話言語法は何を指す法律ですか？
- 手話とは何ですか？

手話を獲得する

手話で学ぶ

手話を学ぶ

手話を使う

手話を守る

手話言語法制定推進運動本部

- 推進運動本部体制 本部会議
 - ①教材作りグループ
 - ②条例案作りグループ
 - ③意見書採択請願運動グループ
 - ④情報発信 連盟HP、ニュースによる配信この他、松阪市条例ワーキングに委員を派遣等
- 日本財団助成事業、手話言語法イベント開催に協力

手話言語法制定に向けての運動

- 9月までに、全国の都道府県議会で意見書採択を
- 手話言語条例制定の運動を進める
- 手話言語法イベント開催し、理解と支援を広げる
 - 11月22日 東京・秋葉原
情報・アクセシビリティフォーラムにおいて開催
 - 2月1日 大阪市にて開催
 - 3月14日 東京都にて開催
 - 4月13日 北海道石狩市にて開催
 - また、12月24日 埼玉県でのシンポジウムに協力
- 情報・コミュニケーション法制定の運動とも連動して取り組んでいきます。



石川県議会採択を
傍聴して

ろう者も、ろう者でもない人も、同じ
住民。

ろう者が社会の中で手話を使い、
自由に生きられることをめざそう。

ろう者でない人も、人と人をつなぐ
言語の一つとして手話を学び身につけ、
豊かな生活を送ることをめざそう。



ろう教育に手話を導入し、
聾児や保護者が手話に
関する正しい情報を
得ることなどが保障され、
聾者が社会的に自由に、
生きられることを
めざす法律

2014.02. 01大阪イベント 手話言語法運動劇から